Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-03

先端的D＆O保険の実効性と限界

山越，誠司

(Degree)
博士（法学）
(Date of Degree)
2023-03-25
(Date of Publication)
2025-03-25
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
甲第8553号
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482301

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

博 士 学 位 論 文

先端的 D&O 保険の実効性と限界

神戸大学大学院法学研究科

専攻：法学政治学専攻

指導教員：榊素寛

学籍番号：191J121J

氏名：山越誠司

提出年月日：2022 年 12 月 16 日

論文要旨

本稿では、わが国でも徐々に普及しはじめている、アメリカ型の先端的 D&O 保険を実効性と限界の視点で分析し、日本企業やその役員にとってどのような価値があるのか探究する。その結果、先端的 D&O 保険の実効性は大いに認められるものの、各種利益相反の問題など限界があることも理解でき、わが国においても必要に応じて修正した形で採用されることが望ましいことがわかる。その点を踏まえ、わが国で実務が先行している先端的 D&O 保険の課題を先取りし、それに対する解決策を提示する。

まず、2021 年施行の改正会社法において D&O 保険の規定が会社補償とともに新設されたが、過去において D&O 保険と会社補償の関連性が議論されることがなかったので、わが国であまり理解が進んでいない可能性があることを指摘する。そして、アメリカ等の実務や理論を参考に、わが国におけるあり得る運用方法を検討し、日本企業にとって、D&O 保険や会社補償がどのような役割と機能を発揮していくのが望ましいのか考察する。

また、会社法に規定が新設されたことで、D&O 保険の情報開示が必要になっているが、現行法の枠組みでは不十分な開示と思われるので、より実益のある情報開示の方法を提言する。会社法において D&O 保険のことが規整されたことは大きな進展であるが、実効性のある運用を考えると、まだまだ検討の余地があると思われる。よって、今般の会社法の改正は議論を活性化するための入口になると思われる。

次に、わが国における先端的 D&O 保険の本質を理解するためには、アメリカにおける D&O 保険の発展経緯や保険約款の機能を理解する必要があるので、アメリカの事例や裁判例を検証する。わが国においては、常に株主代表訴訟との関連で議論されることが多かった D&O 保険であるが、意外にもアメリカにおいて D&O 保険の議論に多くの題材を提供しているのは証券訴訟であった。そして、訴訟大国のアメリカで揉まれた保険約款には、我々が想定できていない問題に対して、ある程度の回答を用意していることがあり、日本の事案でそのまま適用できないということはあるものの、十分に問題解決の糸口を与えるものが多いことを確認する。

このように日本と異なる形で発展したアメリカの D&O 保険であるが、その保険約款は日本の保険市場にも導入され、日本企業も先端的 D&O 保険を採用することが増えている。特に国際的な大企業では、グローバル保険プログラムという海外子会社の役員も被保険者に含める契約形態を採用している場合があるが、それに伴う約款解釈や各国の法令遵守の問題、租税の問題など、かなり複雑な課題が存在していることが明らかになる。これらの課題に対して、完全な解決方法はないものの、日本企業がある程度の拠り所とできる解釈や解決案を提示したい。グローバル保険プログラムを無批判に採用することは、後から様々な問題が顕在化してくることになるので、慎重にならなければならないし、必ずしもグローバル保険プログラムがあらゆるケースで最適であるとは限らない。保険契約者によっては、他の方

法が望ましいということもあるので、いくつか代替案を提示する。また、わが国の保険契約法において、国際取引や複数の保険契約を組み合わせた保険構築の研究はあまり存在していなかったので、アメリカ、イギリス、オーストラリアなどの海外の先進的な事例を検証し、国際的な日本企業が遭遇するかもしれない課題に一定の指針を提示する。

次に約款解釈として、D&O 保険の事故のおそれの判断基準の問題、あるいは倒産や会社買収などの危機的場面における D&O 保険の機能の仕方を検証し、より望ましい約款解釈と対応方法を提示する。これは、一年ごとに継続される D&O 保険契約で保険事故が発生した場合に、どの年度の保険契約が対応するのかを確定するための、「請求事故方式」の解釈問題であり、保険契約者によって制度を悪用される以上に、保険者による制度の濫用の視点で論じる。

また、事故のおそれの通知の観点でも重要な論点であるが、会社が倒産処理の局面に入ったときには、より深刻な課題も存在するので、その点の検証も加える。アメリカにおける倒産処理の実務や理論が、そのままわが国に適用されることはないが、日本の実務で生じるかもしれない課題として問題提起しておく。そして、もう一つの危機的場面である会社買収などのケースでは、ランオフ・カバーという特殊な D&O 保険が存在するが、日本ではその存在もあまり認識されていなこともあるので、ランオフ・カバーの必要性を指摘する。

さらに、保険約款に関しては、免責や告知の分離条項も、海外では議論が盛んであるが、わが国ではあまり論じられないテーマなので、保険の実効性を確保する観点で分離条項の必要性を提言する。特にアメリカの実務で採用される保険約款や、イギリスの理論的な検討は、日本においても参照されるべき貴重な題材であると思われ、この点、わが国の伝統的な保険約款の課題についても触れておくことにする。

そして、今般の会社法の改正において、D&O 保険契約の内容が取締役会決議を経ることで、その適法性が正式に認められ、保険料を会社負担することも可能になった。その結果、支払限度額を増額するケースも増えつつある。この点、増額方法に関してもエクセス保険など新たな契約方式の普及も想定され、アメリカ等の事例を参考に問題点や解決策を提示する。さらには、日本ではまだ注目されていないが、コーポレート・ガバナンスの観点からも社外役員特化型 D&O 保険の必要性も指摘する。

最後に伝統的保険法学による研究手法だけでは実際の国際化した保険取引の全容を理解するのは難しいので、国際取引法のアプローチも必要であることを論じる。また、保険約款の解釈論において、先端的 D&O 保険のような特殊な保険約款の解釈のあり方について、当事者の意思を重視した約款解釈が望ましいのではないかということを指摘する。さらに保険契約においても、他の金融分野と同様に、信義則や信認義務が大きな役割を演じるかもしれないことについて可能性を提示したい。